令和８年11月２日

各課（所属）長　各位

高野町長　平　野　嘉　也

# 令和９年度（２０２７年度）予算編成方針について（通知）

高野町財務規則第４条の規定に基づき、令和９年度予算編成方針を定めたので、通知する。なお、、予算要求にあたっては、別紙予算編成要領と併せて内容を確認し、的確に予算要求を行うこと。

## １　国の動向と本町の財政状況と今後の見通し

国においては、物価高への対応を進めるとともに、「責任ある積極財政」の下、危機管理投資及び成長投資による国内投資の促進を通じて、雇用・所得、消費、事業収益及び税収が好循環する「強い経済」を構築し、物価上昇を上回る継続的な賃上げの実現を目指している。

また、民間事業者や地方自治体の取組を後押しするため、政府予算の予見可能性を確保し、必要な予算を可能な限り当初予算で措置するとともに、複数年度予算や長期的な基金による投資促進策を大胆に進める方針である。一方、租税特別措置・補助金見直し担当室を設置するなど、行財政改革を進めた上で戦略的な財政出動を行うこととしている。

地域政策については、強い地域経済の構築を掲げ、行政サービス及びエッセンシャルサービスの維持・効率化や、地域交通・物流の維持を図るほか、中堅・中小企業等の生産性向上・省力化を進めるとともに、事前防災及びインフラの予防保全を徹底するとしている。

本町の令和９年度予算編成に当たっては、こうした国の政策分野と予算編成の方向性を踏まえ、本町の課題に照らして各施策の必要性及び優先度を整理し、重点的かつ持続可能な予算配分に繋げる必要がある。

## ２　本町の財政状況と今後の見通し

令和７年度の一般会計の決算額は、前年度決算に比べ、歳入が約 1,483 百万円減の約 4,732 百万円、歳出が約 1,499 百万円減の約 4,463 百万円であり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は約 240 百万円の黒字となっている。

地方公共団体の財政健全化法に基づく「健全化判断比率」では、令和７年度決算に基づく「実質公債比率」が 5.2%（前年度比 0.3%増：比率が高いほど公債費負担の割合が大きい）、「将来負担比率」は△265.4%（前年度比 7.3%増：比率が高いほど財政規模に対する負債の割合が大きい）となっており、いずれも早期健全化判断基準を下回り、引き続き健全な財政状況を維持している。

また、自主財源の割合も 28.0%と、高い割合で依存財源に頼らなければならない状態が続いており、国の動向等に左右される不安定な状況であることを十分認識する必要がある。

今後も公共施設の老朽化対策やインフラ更新等に多額の財政需要が見込まれることから、引き続き町債発行額と元金償還額のバランスを意識した計画的な財政運営が必要である。

このため、今後の財政運営においては、既存事業の優先順位付けや再構築を進めるとともに、限られた財源を重点施策へ効果的に配分していく視点がこれまで以上に重要となっている。
である。

このような状況を踏まえ、多くの行政課題がある中で、各課において自らが歳入確保に力を注ぐとともに、限られた財源を最大限有効に活用するため徹底した検証を行い、より一層効果的な事業の「選択と集中」を図っていくことが求められる。

令和９年度以降の財政見通しについては、近年の物価上昇や人件費増加の影響を踏まえると、従来の想定を上回るペースで財政需要が拡大する可能性がある。

特に、物価や労務単価の上昇が継続した場合には、物件費や普通建設事業費等への影響が中長期的に財政運営を圧迫することが懸念される。

また、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、町税収入の大幅な伸びを期待することが難しい一方で、扶助費等は引き続き緩やかな増加が見込まれている。

このような状況に対応していくためには、歳入確保策の強化に加え、既存事業の抜本的な見直しや、事業の優先順位付け、公共施設マネジメントの推進など、持続可能な財政構造の確立に向けた取り組みを着実に進めていかなければならない。

特に、今後の予算編成においては、単年度の収支均衡のみを目的とするのではなく、中長期的な財政見通しを踏まえながら、将来世代に過度な負担を先送りしない財政運営を徹底する必要がある。そのためには、限られた財源を真に必要な施策へ重点的に配分するとともに、前例や慣例にとらわれない行財政改革を全庁的に推進していくことが不可欠である。

## ３　予算編成の方針

令和９年度の当初予算編成にあったては、近年の物価上昇や労務単価の上昇により、委託料、工事費等が増加しており、従来と同様の行政サービスを維持するだけでも多額の財政負担を要する状況となっている。

加えて、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口の減少による税収への影響や、社会保障関係経費の増加が見込まれるほか、地域公共交通、医療、福祉など、町民生活を支えるサービスの維持も大きな課題となっている。

さらに、公共施設やインフラの老朽化対策についても、人口減少下における施設総量やサービス水準のあり方を含め、将来を見据えた対応が求められている。

また、行政課題が複雑化・多様化する一方で、限られた人的資源の中で持続可能な行政運営を行っていく必要があり、定年の段階的引上げへの対応も含め、人員配置や業務執行体制の見直しが求められている。

このようなことから、前述の財政状況等を認識したうえで、積極的な財源確保、事業の費用対効果の検証、緊急度、優先度による事業の優先順位付け、スクラップ＆ビルド及びサンセット方式（事業終期の設定）を徹底するとともに、創意工夫と柔軟な発想を持って、前例にとらわれることなく、以下の項目に十分留意し予算編成作業に取り組むこととする。

## ４　予算編成の基本的事項

（１）第４次高野町長期総合計画及び地方創生総合戦略との整合

予算要求に当たっては、第４次高野町長期総合計画及び地方総合戦略との整合を図り、施策の目的や成果を明確にした上で要求すること。

（２）財政規律と成長投資の両立

社会経済情勢や地域課題が厳しさを増す中、第４次高野町長期総合計画及び地方創生総合戦略に掲げる将来像を実現するためには、将来に過度な財政負担を残さないよう財政規律を堅持した上で、地域の持続的な発展につながる施策へ必要な投資を行うことが重要である。

このため、従来の削減を前提とした予算編成に偏ることなく、将来の財政需要を踏まえた「現実的で規律ある予算規模」の目標額を設定し、その範囲内で事務事業の選択と集中を徹底すること。

また、多様化する町民ニーズや地域課題を的確に把握し、町民のアイデアや意見を事業の検討に活用することなど、町民の共感と参画に基づく予算編成を行うこと。

（３）予算編成作業

予算要求において、積極的な財源確保に努めるほか創意工夫と柔軟な発想を持って、町民サービスの向上を図りながら、費用対効果や効率性などを見極め、経費や事務の無駄を省く等、事務事業見直しの徹底に努めることとする。

令和７年度の決算書で、多額の不用額が発生及び予算不足による流用している事業は、必ず見直しを行うこと。